東京都青少年·治安対策本部 総合対策部青少年課計画調整係 御中

郵便番号 105-0003

住 所 東京都港区西新橋1-1-3 東京桜田ビル4階

氏 名 社団法人電気通信事業者協会

電話番号 (03)3502-0991

「第28期東京都青少年問題協議会答申素案」に関する 携帯電話・PHS事業者の意見・要望等について

「第28期東京都青少年問題協議会答申素案」に関して、意見提出の機会をいただき、厚く御礼申し上げます。つきましては、当協会に加盟する携帯電話・PHS事業者(以下「携帯電話事業者等」といいます。)の意見を当協会が代表して別紙のとおり提出させていただきますので、お取り計らいの程宜しくお願い申し上げます。

なお、提出意見を踏まえて、関係条例等の内容について、事前にご照会いただきますよう よろしくお願い致します。

1. 基本的な考え方

携帯電話事業者等は、フィルタリングの実行性を向上させること及び青少年や保護者に対して効果的な教育・啓発を行うことの重要性については強く認識しており、今後も普及促進に向けて各種取組を継続・強化していく所存です。これにあたり、ご家庭の方々、及び各自治体の方々を含めた社会全体としての取組みも重要になってくると考えていますので、引き続きご協力を頂きたいと考えております。

2. 答申素案に対する意見

答申素案

子どものネットへのアクセス履歴を保護者が 子どもを通じずに確認できる機能や、深夜・ 長時間のネット接続を防ぐ時間制限機能、通 信料のみならず有料サイトの利用に係る料金 も含めた課金の管理・上限制度など、保護者 が子どものネット・ケータイ利用状況を管理 できるサービスの普及や、子どもが安全に安 心して利用できる機能と、子どもも喜んで使 えるデザイン等を備えた多様な機種の提供の 推進について、東京都から携帯電話等事業者 等に対し要請を行う。(P25) 意見

子どものネットへのアクセス履歴を保護者が子どもの承諾を得ずに行うことについては、子どもの「通信の秘密」や「プライバシーの保護」の観点から、慎重に検討することが必要であると考えます。

サイト運営事業者等、インターネット接続事業者、携帯電話等事業者等は、青少年が援助交際(売春)・買春相手の勧誘に係る書き込みや他人に害悪や迷惑を与えるメールの発信等の不健全な行為を行った場合は、削除のみならず、注意、勧告、利用制限、脱退措置、違約金の徴収、解約等を行うとともに、その事実を公的機関に情報提供する旨の規約又は約款を設けることが適当であり、その旨都から要請する。(P25)

携帯電話事業者等は、電気通信事業法に定める「通信の秘密の保護」や「役務提供義務」を遵守することが必要です。

左記の事項については、「通信の秘密」や「役務提供義務」の観点から問題があり、仮に規約や約款に規定を設けたとしても、実施することは困難であると考えます。

青少年が使用する携帯電話については、原則 としてフィルタリングを解除できないように 本記述の主旨は、「フィルタリングサービスを解除する場合、保護者はサービス内容やイ

すべきであり、例外的にフィルタリングの解除を行う場合についても、<u>保護者が安易に子どもの言いなりとなって解除の申出を行うことのないよう、フィルタリング解除の申出をすることのできる正当な事由について、「子どもの就労・就学の必要上やむを得ない事情がある場合」等の事由を限定的に定め、携帯電話等事業者はこの事由に該当する場合のみ例外的に申出を受け入れる仕組みの制度化を、都において検討すべきである。(P28)</u>

「実社会において青少年にとって違法・有害な行為が行われる機会を最小限に留めること」等、望ましいフィルタリングの水準に関する規定を条例に盛り込む(P29)

ンターネットの危険性を理解すること及び監護義務を果たすこと」が目的であると考えて おりますが、携帯電話事業者等としてもこの 趣旨には賛同致します。

但し、この目的を達成するための手段は、 必ずしも、保護者の方に申出書の提出義務を 課すことに限定されるものではないと考えま す。

携帯電話事業者等においても、上記目的を 遂行するための施策検討を行っているところ でありますので、制度化にあたっては、事前 に調整させて頂きたいと考えます。

フィルタリングの水準については、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」の参議院附帯決議や、総務省の「インターネット上の違法・有害情報への対応に関する検討会」中間取りまとめにおいて、行政が有害情報の水準の判断に立ち入らないことが原則とされているところから、慎重に検討することが必要であると考えます。

(参考)

<参議院附帯決議>

政府は、本法の制定に当たり、次の事項について万 全を期すべきである。

─ ~ 三 (略)

四 フィルタリングの基準設定の内容によっては、インターネット利用に際しての表現の自由や通信の自由を制限するおそれがあることを十分に認識し、その開発等に当たっては、事業者及び事業者団体等の自主的な取組を尊重すること。また、事業者等が行う有害情報の判断、フィルタリングの基準設定等に干渉することがないようにすること。

五 (略)

<総務省「インターネット上の違法・有害情報への対応に関する検討会」中間取りまとめ24頁> 『行政は「有害情報」の基準の策定や、個々のサイトに関する評価については立ち入らないことが原則である』

青少年が利用する携帯電話等については、<u>第</u> 三者機関の認定の有無のみにとらわれず、コ ミュニティ機能を有したサイトについてはフ ィルタリングにより遮断することを基本と し、第三者機関認定サイトの中で保護者が閲 覧しても良いと判断したサイトについての み、後から閲覧可能にできるような仕様にす <u>る</u>ことについて検討するよう、携帯電話等事 業者に対し要請していく。(P29)

フィルタリングに反映される、コンテンツ の評価基準については、総務大臣要請やイン ターネット利用環境整備法の趣旨に則り、携 帯電話事業者等が策定・運用するのではなく、 客観的で公正な立場から評価を行うことを担 保するために、独立した第三者機関が策定・ 運用することとしております。また、第三者 機関の運営については定期的に意見交換を実 施しており、公平性・公正性・中立性を担保 しているものと考えておりますが、仮にそれ が損なわれるようことがあれば、携帯電話事 業者等からも改善等を要請していく所存で す。

なお、第三者機関が認定したサイトを標準 設定から除外しているのはブラックリスト方 式のフィルタリングに限定しておりますが、 既に一部の事業者についてはカスタマイズ機 能を導入して、保護者の判断で個別に閲覧不 可とすることも可能になっていること及びホワイトリスト方式のフィルタリングを選択すること等で閲覧不可とすることが可能であることから、契約時にお客様に十分説明して参りたいと考えております。